

令和7年度

糸島市社会福祉協議会 職員採用(社会人経験者)試験のご案内

糸島市社会福祉協議会事務局

〒819-1105

福岡県糸島市潤一丁目22番1号

糸島市健康福祉センターあごら内

電話 092-324-1660

令和7年度 糸島市社会福祉協議会 職員採用（社会人経験者）試験案内

1. 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用予定者数	受験資格
A 一般事務（事業）職員 (社会人経験者) *再募集	1名	昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で、次の①～③のいずれの要件も満たす人 ①地域福祉の推進及びボランティア活動支援に熱意がある人（社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を有する人はなお可） ②社会福祉法人、官公庁及び民間企業・団体、自営業者等における職務経験を直近10年中7年以上有する人 ③普通自動車免許を有する人（AT限定可）
B 保健師	1名	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、次の①～③のいずれの要件も満たす人 ①保健師の資格を有する人 ②保健・医療又は介護・福祉における職務経験を3年以上有する人 ③普通自動車免許を有する人（AT限定可）

*試験区分Aは、令和7年11月に実施した職員採用試験の再募集のため、当該第1次試験を不合格であった人は再受験することはできません。

2. 職務経験の考え方

（1）職務経験の基準

A 一般事務（事業）職員

- ① 令和7年（2025年）3月31日を基準とし、直近10年（平成27年（2015年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日）中に7年以上の職務経験があること。

B 保健師

- ① 令和7年（2025年）3月31日までに、3年以上の職務経験があること。

A・B共通

- ② 職務経験の算定は、1つの企業等（社会福祉法人、官公庁及び民間企業・団体、自営業者等とする。）に週30時間以上の勤務を1年以上勤務している場合は期間として通算します。1年に満たないものは職務経験として通算できません。
- ③ 1年以上勤務している期間の中で、勤務時間が週30時間未満の期間があれば、その職務経験の期間から除きます。
- ④ 最終合格決定後、職務経験等の受験資格確認のため、証明書等の提出を求めます。申込記載事項に誤りや不正がある場合、受験資格に係る職務経験期間等が確認できない場合は採用されません。
- ⑤ 同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職務に限ります。

3. 職務内容

A 一般事務（事業）職員

住民を主体とする地域福祉推進の中核組織として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により誰もがその人らしく、安心して暮らせる地域づくりをめざした福祉事業の企画、実施、推進等の地域福祉活動推進事業の統括や人材育成をはじめとした人事・労務、法人運営等の管理業務に従事します。

B 保健師

糸島市社会福祉協議会が実施する基幹型地域包括支援センター業務に従事します。

*なお、後年人事異動等により上記の職務内容が変わることがあります。

4. 試験の日程等

A 一般事務（事業）職員、 B 保健師 共通

	選考日程	試験内容・試験時間	試験会場
第1次選考	3月21日（土） 3月22日（日） のいずれかの 希望日	一日の流れ (入室開始) 8:45~ 事前説明 9:00~ 9:15 職務経験論文試験 9:15~10:45 職場適応性検査 11:00~11:30	糸島市健康福祉 センター「あごら」
	選考日程	試験内容・試験時間	試験会場
第2次選考	3月29日（日）	個別面接試験 13:30~	糸島市健康福祉 センター「あごら」

5. 試験方法

- (1) 職務経歴評定 職務経歴の有用性の観点から評定
- (2) 職務経験論文試験 自らの職務経験に基づき課題について論じる論文試験
- (3) 職場適応性検査 職務及び職場への適応性をみるもの
- (4) 個別面接試験 地域福祉推進への熱意、課題解決への自発性・自己研鑽、自己統制力、協調性・関係構築力等の観点から評定

※第1次選考の合格は、「職務経歴評定」及び「職務経験論文試験」の成績により決定します。

一定の基準（合格基準点）を満たさない場合は不合格となります。

※最終合格は、第2次選考の「個別面接試験」及び「職場適応性検査」の結果を総合的に評価し決定します。

6. 受験手続

（1）受験申込書の配布

① 本会事務局での配布

〒819-1105 福岡県糸島市潤一丁目22番1号

糸島市健康福祉センター「あごら」内

9時から17時15分まで 月曜日休館

② 本会ホームページからダウンロード <URL><http://www.itoshima-shakyo.or.jp/>

受験申込書は、A4用紙に両面印刷してください。

また、職務経歴記入票は、受験申込書と同様に所定の様式をダウンロードし作成してください。

（2）受験申込みの方法

① 持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、写真（3ヶ月以内に撮影したもの。正面、無帽、無背景。縦45mm×横35mm）を貼って、糸島市社会福祉協議会事務局へ提出してください。

また、職務経歴書を受験申込み時に併せて提出してください。その際、受験票を渡します。

② 郵送による申込みの場合

受験申込書、職務経歴記入票と110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、封筒の表に「採用試験申込み」と朱書きし、社会福祉法人糸島市社会福祉協議会あて郵送してください。後日「受験票」を返送します。

（3）受付期間及び受付時間

令和8年2月17日（火）から令和8年3月17日（火）まで。ただし、月曜日（祝日を除く）は休館日のため、窓口での受付はできません。

受付時間は、午前9時から午後5時15分まで。

郵送の場合は、令和8年3月17日（火）必着のものに限り受け付けます。

書類が不備の時は受理せずに返送いたします。このために生じた申込み遅延等については、責任を負いませんので十分注意してください。

7. 合格発表

（1）第1次選考合格発表 令和8年3月下旬

本会ホームページに第1次選考合格者の受験番号を発表します。

第1次選考合格者には、第2次選考の実施要領と併せてメールで通知します。

（2）第2次選考合格発表 令和8年3月下旬

本会ホームページに第2次選考合格者の受験番号を発表します。第2次選考の結果は受験者全員に文書で通知します。

※各選考試験の合否についての問い合わせには、一切お答えできません。

8. 採用

- (1) 試験合格者の採用は、原則として令和8年4月1日以降、採用者の状況に応じて決定します。
- (2) 採用から6か月間を試用期間として良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

9. 給与等

- (1) 給与 本会給与規程に基づき、給料及び諸手当（通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、賞与等）を支給します。

例) 大卒初任給 210,600円（令和7年4月現在）

採用前の職歴等に応じて加算される場合があります。定期昇給は年1回です。

また、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職手当共済に加入します。

- (2) 勤務時間※ 午前8時30分から午後5時15分まで（時間外勤務もあります。）

- (3) 休日等※ 月曜日、土曜日または日曜日のいずれか1日、祝日、年末年始

上記休日のほか、年次有給休暇、夏季休暇、特別休暇、育児介護休業等が本会就業規則に基づき付与されます。

※勤務条件の特殊性や就業規則の改正等により、上記に規定する勤務時間、休日とは異なる場合があります。

10. その他

提出いただいた書類は、職員採用の選考過程において使用し、この目的以外に使用することはありません。また、受験申込時に受理した書類は返還いたしませんので、あしからずご了承ください。